

平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨により被災した河川管理施設等の設計検討会
設置要綱

(目的)

第 1 平成 27 年 9 月 9 日から 11 日にかけての台風 18 号等による大雨により被災した河川管理施設等について、被災メカニズムや復旧断面等の考え方について、広く有識者からの意見聴取を行うため、「平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨により被災した河川管理施設等の設計検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 被災メカニズムの検証に関すること
- (2) 復旧工法の設計検討に関すること

(構成)

第 3 検討会は、別表 1 に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(座長)

第 4 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。

(事務局)

第 5 検討会の事務局は、宮城県土木部河川課におく。

(検討会の召集)

第 6 検討会は、事務局が召集する。

- 2 検討会の内容に応じて、構成員以外の者を召集することができる。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。